

遼寧省における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

	1	2
対象	沿海重点工業園区	遼寧沿海経済帯重点工業園区
政策名	「遼寧省人民政府の沿海重点となる園区の発展の加速についての意見」	「遼寧沿海経済帯重点園区産業項目金利補助資金管理方法」
主管部門	申請機構 企業所属園区管理委員会 企業所属園区財政部門（又は市財政局） その他主管部門 遼寧省経済と情報化委員会 遼寧省人的資源と社会保障庁 遼寧省財政庁	申請機構 企業所属園区管理委員会投資主管部門 企業所属園区財政部門（又は市財政局） その他主管部門 遼寧省財政庁 遼寧省沿海弁（発展改革委員会傘下） 企業所在地の市沿海弁公室（発展改革委員会傘下）
政策の主要内容及び要旨	（一）園区内の企業に対して、国家又は省に減免しないと明確に規定した場合を除き、行政事業性料金を免除する。 （二）省政府は毎年特定資金を手配し、園区内の戦略的新興産業、国家奨励類産業又は省政府の認定を得た各園区の主導産業項目に対して、項目の借入金金利補助金を優先して与える。 （三）対外経済貿易地域協調発展促進資金を利用して、園区に対して対外経済技術提携、国際産業のグラデーション移転、対外経済貿易情報システムの確立、貿易の便利化の建設、及び園区内の輸出企業が国際市場の開拓などに重点をおいて支援する。 （四）園区内の企業が海外研究開発チームを導入し、省の海外研究開発チーム特定資金で補助し、外国高技能人材を導入する場合、当地の財政から10%の給料手当てを与える。 （五）園区内の物流企業に対して土地使用税の地域等級の納税基準を適切に下げることができる。 （六）園区で建設して占めている養殖水面及び漁業水域の浜に対して、耕地占用税の納税基準を適切に下げることができる。 （七）園区内に関連機関の認定を得たハイテク企業は税率を15%に引き下げて企業所得税を徴収する。	本方法でいわゆる金利補助資金とは省本級財政予算から配分し、園区の重大工業項目に対して与える企業借入金金利補助を指す。 資金的支援の方式 （一）金利補助金は原則同期中国人民銀行の1年間借入基準利率により計算した1年間の金利発生金額の70%を超えないものとする。省委、省政府に規定された新興産業と重点産業に対して、金利補助金は原則同期中国人民銀行1年間借入基準利率により計算した1年間の金利発生金額の80%を超えないものとする。重点項目は省政府の同意を得た後、適切に金利補助金の比率を高めることができる。 （二）項目ごとの年間金利補助金額は1200万元を超えないものとする。重点項目は省政府の同意を得た後、適切に金利補助金の限度額を高めることができる。 資金的支援の年数 同一項目は原則1年間のみ金利補助支援を享受できる。確実に連続数年間の金利補助金を与える必要がある重点項目に対しては、省政府の同意を得た上、金利補助の年数を適切に緩和することができる。
適用対象	各重点工業園区内の内資・外資企業は本政策が適用される。	各重点工業園区内の内資・外資企業は本政策が適用される。